

議案第7号

木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部改正について

木津川市公共下水道使用料徴収条例（平成19年木津川市条例第189号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

将来にわたり、公共下水道事業の健全かつ安定した企業経営を継続していくため、適正な使用者負担がなされるよう、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

木津川市公共下水道使用料徴収条例（平成19年木津川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 100円」を「1, 300円」に、「120円」を「145円」に、「130円」を「155円」に、「140円」を「165円」に、「150円」を「180円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和5年2月分として算定する使用料から適用し、令和5年1月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

参考資料（議案第7号）

木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)

本則（略）
別表（第6条関係）

使用料		
区分	汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,300円</u>
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	<u>145円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	<u>155円</u>
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	<u>165円</u>
	40立方メートルを超える分 1立方メートルにつき	<u>180円</u>

(旧)

本則（略）
別表（第6条関係）

使用料		
区分	汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	<u>1,100円</u>
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	<u>120円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	<u>130円</u>
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	<u>140円</u>
	40立方メートルを超える分 1立方メートルにつき	<u>150円</u>

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第7号 木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部改正について	
担 当 課	下水道課 庶務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>公共下水道事業が担う生活環境の改善や公共水域の水質保全の役割は、市民生活を支える重要な社会基盤であり、将来にわたり安定した健全な企業経営を継続することが求められています。</p> <p>また、企業としての独立採算を実施していくには、適正な使用者負担が必要であり、現行の下水道使用料の在り方を見直し、令和5年1月から約19.8%の引き上げ改定を行うために所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後平成24年4月に使用料体系統一の改定、現在に至る ・「公共下水道使用料審議会」を5年毎を目途に設置し、使用料等のあり方を審議。令和3年7月26日に会長から市長に対し、下水道使用料に関して「経営改善に取り組むとともに、早期の経営安定化に向け適正な使用料改定を実施するよう」答申 ・答申に基づく改定率や時期を検討し、改正案を決定 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施策	③ 上下水道 イ. 下水道（汚水処理施設）の整備と持続的なサービスの提供
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>使用料改定により安定した収益を確保することで、経費回収率の改善や下水道事業サービスの継続が可能となります。また、使用料収入の不足分を一般会計からの基準外繰入金で補填するという市財政の圧迫も解消されるため、他の必要な住民サービスへの充実を図ることができます。</p>	